

# 宮崎県介護サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金交付要綱

令和2年9月1日

福祉保健部長寿介護課

## (趣旨)

第1条 県は、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援及び、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援するため、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日付け老発0619第1号。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付金交付要綱」という。）及び宮崎県補助金等交付規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表1から3までの「補助事業者」欄のいずれかに該当する者。
- (2) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

## (補助対象経費及び補助額等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表1から3までのとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

2 交付申請は、交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、事業完了後に一括して、介護保険サービスの指定を受けていない施設・事業所等（以下「サービス外施設等」という。）にあっては県に、サービス外施設等以外の施設・事業所等にあっては宮崎県国民健康保険団体連合会を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施実績書（別記様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請期限については、別に定めるものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (7) 前条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- (8) 前条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし、その後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第3号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。
- (9) その他国実施要綱、国交付金交付要綱、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- (10) 事業を行う者が、(1)から(9)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定及び確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、交付申請と合わせて行うものとする。

(書類の提出部数等)

第9条 国実施要綱、国交付金交付要綱、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県介護サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金から適用する。

(令和2年4月1日分まで遡って適用)

別表 1

1 区分	2 補助対象経費（注1）	3 補助事業者（注2）	4 補助上限額（1事業所又は1定員当たり）	5 補助率		
(1) 感染症対策を徹底した上で、サービス提供支援事業	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービス提供するために必要な経費 【例】 a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c (研修受講等に要する) 旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 i 自動車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費	全ての介護サービス事業所(通所系サービス事業所(※1)、短期入所系サービス事業所(※2)、訪問系サービス事業所(※3)、及び多機能型サービス事業所(※4)をいう。)及び介護施設等(※5)各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。	通所介護事業所	通常規模型	892,000円 /事業所	10/10
				大規模型(Ⅰ)	1,137,000円 /事業所	
				大規模型(Ⅱ)	1,480,000円 /事業所	
			通所系※1	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	384,000円 /事業所	
				認知症対応型通所介護事業所	375,000円 /事業所	
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939,000円 /事業所	
				大規模型(Ⅰ)	1,181,000円 /事業所	
				大規模型(Ⅱ)	1,885,000円 /事業所	
			短期入所系※2	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44,000円 /定員	
			訪問系※3	訪問介護事業所	534,000円 /事業所	
				訪問入浴介護事業所	564,000円 /事業所	
				訪問看護事業所	518,000円 /事業所	
				訪問リハビリテーション事業所	227,000円 /事業所	
				定期巡回・随時対応型訪問看護事業所	508,000円 /事業所	
				夜間対応型訪問介護事業所	204,000円 /事業所	
				居宅介護支援事業所	148,000円 /事業所	
				福祉用具貸与事業所	148,000円 /事業所	
				居宅療養管理指導事業所	33,000円 /事業所	
				多機能型※4	小規模多機能型居宅介護事業所	
			看護小規模多機能型居宅介護事業所		638,000円 /事業所	
			入所施設・居住系※5	介護老人福祉施設	38,000円 /定員	
				地域密着型介護老人福祉施設	40,000円 /定員	
				介護老人保健施設	38,000円 /定員	
介護医療院	48,000円 /定員					
介護療養型医療施設	43,000円 /定員					
認知症対応型共同生活介護事業所	36,000円 /定員					
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37,000円 /定員					
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35,000円 /定員					

(注1) かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、知事が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

(注2) 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

(注3) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(注4) 事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注5) 1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。

(注6) 1事業所・施設に別表1・別表2・別表3をそれぞれ助成することができる。

別表 2

1 区分	2 補助対象経費（注1）	3 補助事業者（注2）	4 補助上限額（1事業所当たり）	5 補助率			
(2)在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	令和2年4月1日以降、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する購入費用等  【例】 a 長机 b 飛沫防止パネル c 換気設備 d（電動）自転車（リース費用含む） e タブレット等のICT機器（リース費用含む）（通信費用を除く） f 感染防止のための内装改修費	通所系サービス事業所（※1）、短期入所系サービス事業所（※2）、訪問系サービス事業所（※3）及び多機能型サービス事業所（※4） 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。	通所介護事業所	通常規模型	200,000円 /事業所	10/10	
				大規模型（Ⅰ）	200,000円 /事業所		
				大規模型（Ⅱ）	200,000円 /事業所		
			通所系 ※1	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）			200,000円 /事業所
				認知症対応型通所介護事業所			200,000円 /事業所
				通所リハビリテーション事業所	通常規模型		200,000円 /事業所
			大規模型（Ⅰ）		200,000円 /事業所		
			大規模型（Ⅱ）		200,000円 /事業所		
			短期入所系 ※2	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			200,000円 /事業所
			訪問系 ※3	訪問介護事業所			200,000円 /事業所
				訪問入浴介護事業所			200,000円 /事業所
				訪問看護事業所			200,000円 /事業所
				訪問リハビリテーション事業所			200,000円 /事業所
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			200,000円 /事業所
				夜間対応型訪問介護事業所			200,000円 /事業所
				居宅介護支援事業所			200,000円 /事業所
				福祉用具貸与事業所			200,000円 /事業所
多機能型 ※4	居宅療養管理指導事業所		200,000円 /事業所				
	小規模多機能型居宅介護事業所		200,000円 /事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200,000円 /事業所				

(注1) かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、知事が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

(注2) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(注3) 事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注4) 1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。

(注5) 1事業所・施設に別表1・別表2・別表3をそれぞれ助成することができる。

別表 3

1 区分	2 補助対象経費	3 補助事業者（注1）	4 補助額（1利用者当たり）	5 補助率					
(3)在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援（電話又は訪問）を行った経費	通所系サービス事業所（※1）、短期入所系サービス事業所（※2）、訪問系サービス事業所（※3）及び多機能型サービス事業所（※4） 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。	(電話による確認の場合) 1,500円 (訪問による確認の場合) 3,000円	/利用者	10/10				
						通所系 ※1	通所介護事業所	通常規模型	/利用者
								大規模型（Ⅰ）	/利用者
								大規模型（Ⅱ）	/利用者
							地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		/利用者
							認知症対応型通所介護事業所		/利用者
						通所リハビリテーション事業所	通常規模型	/利用者	
							大規模型（Ⅰ）	/利用者	
							大規模型（Ⅱ）	/利用者	
						短期入所系 ※2	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		/利用者
						訪問系 ※3	訪問介護事業所		/利用者
							訪問入浴介護事業所		/利用者
							訪問看護事業所		/利用者
							訪問リハビリテーション事業所		/利用者
							定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		/利用者
							夜間対応型訪問介護事業所		/利用者
							居宅介護支援事業所		①電話による確認（注3）1,500円 （看護師等（注4）が協力した場合：4,500円）（注5） ②訪問による確認（注3）3,000円 （看護師等（注4）が協力した場合：6,000円）（注5）
							福祉用具貸与事業所		/利用者
						多機能型 ※4	居宅療養管理指導事業所		/利用者
							小規模多機能型居宅介護事業所		(電話による確認の場合) 1,500円 (訪問による確認の場合) 3,000円
看護小規模多機能型居宅介護事業所		/利用者							



(注1) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(注2) 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

- ・ 在宅サービス事業所：在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合
- ・ 居宅介護支援事業所：在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合  
※「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者）  
※「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること  
※「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと  
※「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

(注3) 1利用者につき、①と②は併給不可である。

(注4) 看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

(注5) 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと

(注6) 1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。

(注7) 1事業所・施設に別表1・別表2・別表3をそれぞれ助成することができる。

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

(法人名)  
(役職・代表者名)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（介護サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金）に係る交付申請書【介護支援金】

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- ・ 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 千円
- ・ 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 千円
- ・ 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 千円

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧（別添1及び別添2）
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施実績書（事業所単位）（別記様式第2号）

【申請内容に関する連絡先】

申請法人住所	〒	
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

別記様式第2号(第4条関係)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施実績書(事業所単位)

施設概要									
介護保険事業所番号		事業所名称							
所在地	郵便番号	都道府県名	住所		連絡先	電話番号		担当部署名	
提供サービス		サービス種類コード			定員	人	職員数 (派遣含む)	人	
事業区分		<input type="checkbox"/> 介護慰労金事業 → 1を記載 <input type="checkbox"/> 個別再開支援助成事業 → 3を記載			<input type="checkbox"/> 感染対策費用助成事業 → 2を記載 <input type="checkbox"/> 再開環境整備助成事業 → 4を記載				

口座情報		
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意す		本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く) 債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。
国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない		

支出予定額

1. 介護慰労金事業 ※対象職員の氏名等について、様式3を作成すること。				申請額①	千円
慰労金の区分・人数	20万円対象	人	5万円対象	人	振込手数料
				千円(千円未満切り捨て)	

2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		補助上限額	申請額	今回申請分②	千円
		千円		既申請分	千円
【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】				年度合計額	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

3. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業				申請額③	千円
利用者1人あたり単価 (居宅介護支援以外共通)	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
居宅介護支援のみ 右欄に記載	電話による確認	1,500 円	対象利用者数	人	
	電話による確認(看護師等が協力した場合)	4,500 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認	3,000 円	対象利用者数	人	
	訪問による確認(看護師等が協力した場合)	6,000 円	対象利用者数	人	

4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業		補助上限額	申請額	今回申請分④	千円
		千円		既申請分	千円
【在宅サービス事業所における環境整備のための経費】				年度合計額	千円

科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
賃金・報酬		
謝金		
会議費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

(注)2. 及び4. の事業の申請額(今回申請分)は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

番 年 月 号  
年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者

住所

代表者名

印

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定を受けた令和2年度宮崎県介護サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金について、宮崎県介護サービス事業所等感染症対策支援事業費補助金交付要綱第5条第8号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額  
（ 年 月 日付け第 号による確定通知額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の確定時に減額した収入に係る消費税等相当額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金返還相当額  
金 \_\_\_\_\_ 円